

## 6 . 1 情報処理学会定款

38. 12. 19 制定	50. 10. 24 改訂	元. 3. 29 改訂
42. 12. 5 改訂	53. 8. 7 改訂	4. 10. 3 改訂
44. 1. 7 改訂	58. 6. 27 改訂	5. 5. 19 改訂
45. 11. 7 改訂	59. 7. 10 改訂	6. 7. 16 改訂
47. 7. 14 改訂	61. 8. 25 改訂	12. 3. 23 改訂

現 行	改訂案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 この法人は、社団法人情報処理学会 (Information Processing Society of Japan) という。</p> <p>第 2 条 この法人は、事務所を東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号におく。</p> <p>第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">2. 支部には支部長をおく。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的および事業</p> <p>第 4 条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術、技術の進歩発展と普及啓蒙をはかり、会員相互間および関連学協会との連絡研修の場となり、もって学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 研究および調査、ならびに研究発表および学術講習会などの開催</p> <p>(2) 会誌および学術図書の刊行</p> <p>(3) 標準化の推進、ならびに普及啓蒙</p> <p>(4) 情報技術関連の国際学協会への加盟、ならびに連絡および協力</p> <p>(5) 関連学協会との連絡および協力</p> <p>(6) その他、目的を達成するために必要な事業</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 この法人は、社団法人情報処理学会 (Information Processing Society of Japan) という。</p> <p>第 2 条 この法人は、事務所を東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号におく。</p> <p>第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">2. 支部には支部長をおく。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的および事業</p> <p>第 4 条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術、技術の進歩発展と普及啓蒙をはかり、会員相互間および関連学協会との連絡研修の場となり、もって学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 研究および調査、ならびに研究発表および学術講習会などの開催</p> <p>(2) 会誌および学術図書の刊行</p> <p>(3) 標準化の推進、ならびに普及啓蒙</p> <p>(4) 情報技術関連の国際学協会への加盟、ならびに連絡および協力</p> <p>(5) 関連学協会との連絡および協力</p> <p>(6) その他、目的を達成するために必要な事業</p>	

### 第3章 会 員

第6条 この法人の会員の種別は、次の五種とする。

- (1) 正会員は、この法人の事業範囲において、専門の学識または相当の経験を有する者とする。
- (2) 名誉会員は、この法人の事業範囲において、特別の功績があり、理事会の議決を経て推薦された者とする。
- (3) 学生会員は、短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在學生とする。
- (4) 賛助会員は、この法人の目的事業を賛助する者または団体とする。
- (5) 準会員は、前 (1)～(3) 項以外で、理事会が入会を承認した者とする。

2. 正会員のうち、別に定める規程により選出された者をもって代表会員とし、代表会員と役員をもって民法上の社員とする。代表会員定数は、100名以上、150名以内とする。

3. 正会員および名誉会員は、代表会員および役員の見選挙権を有する。

第7条 会員は、別に定める会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

第8条 正会員の入会は、別に定める入会金および会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、理事会で承認された特定の学会の会員には、入会金の納付を免除することができる。

2. 賛助会員の入会は、理事会の決議により、会長がこれを推薦する。

3. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

4. 学生会員および準会員の入会は、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

なお、学生会員および準会員が正会員となる場合は、入会申込書の提出ならびに入会金の納付を要しない。

### 第3章 会 員

第6条 この法人の会員の種別は、次の五種とする。

- (1) 正会員は、この法人の事業範囲において、専門の学識または相当の経験を有する者とする。
- (2) 名誉会員は、この法人の事業範囲において、特別の功績があり、理事会の議決を経て推薦された者とする。
- (3) 学生会員は、短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在學生とする。
- (4) 賛助会員は、この法人の目的事業を賛助する者または団体とする。
- (5) 準会員は、前 (1)～(3) 項以外で、理事会が入会を承認した者とする。

第7条 会員は、別に定める会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

第8条 正会員の入会は、別に定める入会金および会費を添えて会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、理事会で承認された特定の学会の会員には、入会金の納付を免除することができる。

2. 賛助会員の入会は、理事会の決議により、会長がこれを推薦する。

3. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

4. 学生会員および準会員の入会は、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

なお、学生会員および準会員が正会員となる場合は、入会申込書の提出ならびに入会金の納付を要しない。

第1項は会員の種別に関するものであるのに対し、第2項は法人の運営に与かる社員に関する事項であるため、第4章「役員および職員」の章を第4章「役員、代表会員、社員および職員」と変更し、第4章に移行した。また、第3項は役員、代表会員の各々の選出規程に含めた。

入会申込書の提出先を明記した。

<p>第9条 会員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。</p> <p>第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>(1) 退 会</p> <p>(2) 禁治産および準禁治産の宣告</p> <p>(3) 死亡、失踪宣言ならびに団体会員の解散</p> <p>(4) 除 名</p> <p>第11条 会員で退会しようとする者は、理由を付けて退会届を提出しなければならない。</p> <p>第12条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。</p> <p>(1) 会費を滞納したとき</p> <p>(2) この法人の会員としての義務に違反したとき</p> <p>(3) この法人の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき</p> <p>第13条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員および職員</p> <p>第14条 この法人には、次の役員をおく。</p> <p>理事 15名以上、20名以内 (うち会長1名、副会長2名、常務理事4名以上、6名以内)</p> <p>監事 2名</p>	<p>第9条 会員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。</p> <p>第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>(1) 退 会</p> <p>(2) 死亡、失踪宣言ならびに団体会員の解散</p> <p>(3) 除 名</p> <p>第11条 会員で退会しようとする者は、理由を付けて退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>第12条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。</p> <p>(1) 会費を1年以上滞納したとき</p> <p>(2) この法人の会員としての義務に違反したとき</p> <p>(3) この法人の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき</p> <p>第13条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員、代表会員、社員および職員</p> <p>第14条 この法人には、次の役員をおく。</p> <p>理事 15名以上、22名以内 (うち会長1名、副会長2名、常務理事6名以内)</p> <p>監事 2名</p> <p>第15条 この法人に、100名以上、150名以内の代表会員をおく。</p> <p>第16条 役員および代表会員をもって民法上の社員(以下「社員」という)とする。</p>	<p>禁治産および準禁治産については民法で使用されなくなっている用語のため削除した。失踪宣言については第3者が判断すべきものという意味で宣言に改めた。</p> <p>退会届の提出先を明記した。</p> <p>除名に該当する会費滞納の期間を明記した。</p> <p>p.1の「1.理事定数の増員」の理由により変更した。</p> <p>前述の通り、社員に関する事項であるため、第1章「会員」第6条から移行した。</p>
--	---	---

<p>第 15 条 役員は、正会員のうちから総会でこれを選出する。 2. 理事および監事は、互いに兼任することができない。</p> <p>第 16 条 役員選挙に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第 17 条 会長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3. 常務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議にもとづき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。</p> <p>第 18 条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。</p> <p>第 19 条 監事は、民法第 59 条の職務を行う。</p> <p>第 20 条 役員任期は 2 年とする。ただし、毎年その半数を改選する。 2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>第 17 条 役員は、正会員のうちから、<u>会長、副会長、理事、監事毎に選挙により選出し、総会でこれを選任する。</u> 2. 理事および監事は、互いに兼任することができない。</p> <p>第 18 条 役員選挙に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第 19 条 会長は、この法人の<u>業務</u>を総理し、この法人を代表する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3. 常務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議にもとづき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。</p> <p>第 20 条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。</p> <p>第 21 条 <u>監事は、この法人の業務および財産に関し、次の職務を行う。</u> <u>(1) 法人の財産の状況を監査すること。</u> <u>(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。</u> <u>(3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること。</u> <u>(4) 前号の報告のため、必要があるときは、理事会または総会を招集すること。</u></p> <p>第 22 条 <u>役員任期は 2 年とし、毎年その半数程度を改選する。ただし、再任を妨げない。</u> 2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>会長、副会長、理事、監事の選出と選任の方法を明確にした。</p> <p>改訂定款第 21 条（現行定款 19 条）の変更にあわせて字句を修正した。</p> <p>監事の職務を本定款自体で明確にするため、民法第 59 条に規定された事項を列記した。</p> <p>理事の数が奇数の場合には改選数が半数とならないことが起こりうるので、半数程度と修正した。また、これまで再任についての規定が明記されていなかったため追加した。</p>
---	--	--

<p>4. 役員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中といえども総会および理事会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>第 21 条 役員は有給とすることができる。</p>	<p><u>4. 役員が、職務上の義務違反、その他この法人の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、または心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、その他特別の事情のあるときは、その任期中といえども、理事会における理事現在数の 4 分の 3 以上、および総会における社員現在数の 4 分の 3 以上の議決により、会長はこれを解任することができる。</u></p> <p>第 23 条 役員は有給とすることができる。</p> <p><u>2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。</u></p> <p>第 24 条 代表会員は、正会員のうちから、選挙により選出する。</p> <p><u>2. 代表会員は、役員を兼ねることができない。</u></p> <p><u>3. 代表会員の選挙および選任に関する規程は、理事会および総会の議決を経て別に定める。</u></p> <p><u>4. 代表会員の欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。</u></p> <p>第 25 条 代表会員は、正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。</p> <p>第 26 条 代表会員の任期は 1 年とし、4 期を上限とする。</p> <p><u>2. 欠員または増員により選任された代表会員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3. 代表会員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</u></p> <p><u>4. 代表会員が、職務上の義務違反、その他この法人の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、または心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、その他特別の事情のあるときは、その任期中といえども、理事会における理事現在数の 4 分の 3 以上、および総会における社員現在数の 4 分の 3 以上の議決により、会長はこれを解任することができる。</u></p> <p>第 27 条 代表会員は無報酬とする。</p>	<p>役員解任の議決を得るために必要な理事会および総会の票数を共に現在数を基準にすることを明記した。</p> <p>報酬の決定手続きを明記した。</p> <p>これまで内部の規定であった代表会員の選出方法を定款上で明記することにした。</p> <p>これまで内部の規定であった代表会員の責務を定款上で明記することにした。</p> <p>これまで内部の規定であった代表会員の任期を定款上に明記すると共に、その他の任期に関する事項および解任に関する事項を役員に合わせて定款上に明記した。</p> <p>代表会員の報酬の有無を明記した。</p>
---	---	---

第22条 この法人の事務を処理するために、事務局長および職員をおくことができる。

2. 事務局長は、会長が任命し、事務全般を管掌する。
3. 職員は、会長が任命する。

#### 第5章 委員会

第23条 この法人の事業を円滑に運営するため、理事会の議決を経て、必要な委員会等をおくことができる。

第24条 前条による委員会等の委員長等は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第25条 委員会等に関する規程は、理事会の議決を経て、別に定める。

#### 第6章 会議

第26条 理事会は、毎年10回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合、会長は臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。
3. 支部長および事務局長は、理事会に出席することができる。
4. 会長は、必要と認めた場合、委員長等を理事会に出席させることができる。

第27条 理事会は理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 この法人の事務を処理するために、事務局長および職員をおくことができる。

2. 事務局長は、会長が任命し、事務全般を管掌する。
3. 職員は、会長が任命する。

#### 第5章 委員会

第29条 この法人の事業を円滑に運営するため、理事会の議決を経て、必要な委員会等をおくことができる。

第30条 前条による委員会等の委員長等は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第31条 委員会等に関する規程は、理事会の議決を経て、別に定める。

#### 第6章 会議

第32条 理事会は、毎年10回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合、会長は、請求のあった日から1ヵ月以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。
3. 支部長および事務局長は、理事会に出席することができる。
4. 会長は、必要と認めた場合、委員長等を理事会に出席させることができる。

第33条 理事会は理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

臨時理事会を開催するまでの期限を明記した。

<p>第 28 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。</p> <p>2. 臨時総会は、理事会または監事が必要と認めるときは、1 ヶ月以内に招集しなければならない。</p> <p>3. 通常総会および臨時総会は、代表会員および役員をもって構成する。</p> <p>第 29 条 会長は、代表会員および役員現在数の 2 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 ヶ月以内に、臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>第 30 条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度、代表会員および役員の互選で定める。</p> <p>第 31 条 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。</p> <p>第 32 条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業計画および収支予算についての事項</p> <p>(2) 事業報告および収支決算についての事項</p> <p>(3) 財産目録についての事項</p> <p>(4) 役員の選任</p> <p>(5) その他、理事会において必要と認めた事項</p> <p>第 33 条 総会は、代表会員および役員現在数の過半数出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p>	<p>第 34 条 通常総会は、毎年 1 回、<u>事業年度</u>終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。</p> <p>2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるときは、<u>会長</u>が、1 ヶ月以内に招集しなければならない。</p> <p>3. 通常総会および臨時総会は、<u>社員</u>をもって構成する。</p> <p>第 35 条 会長は <u>社員</u>現在数の過半数から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 ヶ月以内に、臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>第 36 条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度、<u>出席社員</u>の互選で定める。</p> <p>第 37 条 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。</p> <p>第 38 条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業計画および収支予算についての事項</p> <p>(2) 事業報告および収支決算についての事項</p> <p>(3) <u>正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項</u></p> <p>(4) 役員の選任</p> <p>(5) その他、<u>この法人の業務に関する重要事項</u>で理事会において必要と認めた事項</p> <p>第 39 条 総会は、<u>社員</u>現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、<u>および他の社員を代理人として表決を委任した者は</u>、出席者とみなす。</p>	<p>文言を会計年度から事業年度に変更し、統一した。また、臨時総会を招集する主体を明記した。さらに、改訂定款第 16 条(現行定款第 6 条)において、代表会員および役員をもって社員とすることが規定されているため、代表会員および役員という表現を社員に変更した。</p> <p>改訂定款第 16 条(現行定款第 6 条)において、代表会員および役員をもって社員とすることが規定されているため、代表会員および役員という表現を社員に変更した。また、表現を統一するため、2 分の 1 以上を過半数に変更した。</p> <p>改訂定款第 16 条(現行定款第 6 条)において、代表会員および役員をもって社員とすることが規定されているため、代表会員および役員という表現を社員に変更した。</p> <p>これまで漏れていた正味財産増減計算書、貸借対照表を加えた。また、理事会で必要と認める総会承認事項について追記した。</p> <p>改訂定款第 16 条(現行定款第 6 条)において、代表会員および役員をもって社員とすることが規定されているため、代表会員および役員という表現を社員に変更した。また、漏れていた代理人による表決委任を加えた。</p>
---	--	--

第 34 条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席代表会員および役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、正会員および名誉会員は総会に出席し発言することができる。

第 35 条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

第 36 条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

#### 第 7 章 資産および会計

第 37 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、情報処理学会から継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 事業に伴う収支
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第 38 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

第 39 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期貯金として会長が保管する。

第 40 条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、正会員および名誉会員は総会に出席し発言することができる。

第 41 条 総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

第 42 条 総会および理事会には、議事録を作成し、議長および当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

#### 第 7 章 資産および会計

第 43 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、情報処理学会から継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 事業に伴う収支
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第 44 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第 45 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期貯金として会長が保管する。

改訂定款第 16 条（現行定款第 6 条）において、代表会員および役員をもって社員とすることが規定されているため、代表会員および役員という表現を社員に変更した。

決議事項を通知すべき会員の範囲を明記した。

これまで漏れていた議事録に署名押捺する代表 2 名以上の選任方法を加えた。

表現を適切なものに改めた。

表現を適切なものに改めた。

第40条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部にかぎり処分し、または担保に供することができる。

第41条 この法人の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実などの運用財産をもって支弁する。

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎年会計年度開始前に、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第43条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に会長が作成し、その年度末現在の財産目録および事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて、文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年に繰り越すものとする。

第46条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会における理事現在数の3分の2以上および総会における社員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部にかぎりこれらの処分をすることができる。

第47条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第48条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第49条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を受けて、毎事業年度終了後3ヵ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年に繰り越すものとする。

第50条 この法人が借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会における理事現在数の3分の2以上および総会における社員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

基本財産の処分のやり方および手続き方法を具体的に明記した。さらに、基本財産の処分の議決を得るために必要な理事会および総会の票数を共に現在数を基準にすることを明記した。

運用財産の定義は改訂定款第42条第3項（現行定款第38条3項）でなされているため、不要な文言を削除した。

文言を会計年度から事業年度に変更し、統一した。計画および予算の変更は事前に総会の議決を得ることを明確に示すため表現を改めた。

漏れていた貸借対照表、正味財産増減計算書の記載、および文部科学大臣への提出期限を加えた。

剰余金という文言が適切ではないため収支差額に改めた。

漏れていた借入金に関する定めを加えた。

<p>第44条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。</p> <p>第45条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更ならびに解散</p> <p>第46条 この定款は、理事会および総会において、おのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することができない。</p> <p>第47条 この法人の解散は、理事会および総会において、おのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>第48条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、おのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。</p>	<p>第51条 <u>第46条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。</u></p> <p>第52条 この法人の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更ならびに解散</p> <p>第53条 この定款は、<u>理事会における理事現在数の4分の3以上および総会における社員現在数の4分の3以上</u>の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第54条 この法人の解散は、<u>理事会における理事現在数の4分の3以上および総会における社員現在数の4分の3以上</u>の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>第55条 この法人の解散に伴う残余財産は、<u>理事会における理事現在数の4分の3以上および総会における社員現在数の4分の3以上</u>の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。</p>	<p>基本財産の処分および借入金に関する事項はそれぞれ改訂定款第46条および改訂定款第50条に規定されるため除外することを明記した。</p> <p>文言を会計年度から事業年度に変更し、統一した。</p> <p>定款変更の議決を得るために必要な理事会および総会の票数を共に現在数を基準にすることを明記した。</p> <p>この法人を解散する議決を得るために必要な理事会および総会の票数を共に現在数を基準にすることを明記した。</p> <p>この法人の解散に伴う残余財産の処分方法に関する議決を得るために必要な理事会および総会の票数を共に現在数を基準にすることを明記した。</p>
---	--	--

<p style="text-align: center;">第9章 補 則</p> <p>第49条 この定款の実施についての規則は、理事会および総会の議決を経て、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(1) 従来、情報処理学会に属した会員および権利の一切は、この法人で継承する。</p> <p>(2) この定款は、文部大臣の許可のあった日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 雑 則</p> <p>第56条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 会員の名簿</p> <p>(3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書</p> <p>(4) 財産目録</p> <p>(5) 資産台帳および負債台帳</p> <p>(6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類</p> <p>(7) 理事会および総会の議事に関する書類</p> <p>(8) 官公署往復書類</p> <p>(9) 収支予算書および事業計算書</p> <p>(10) 収支計算書および事業報告書</p> <p>(11) 貸借対照表</p> <p>(12) 正味財産増減計算書</p> <p>(13) その他必要な書類および帳簿</p> <p>2. 前項(1)～(5)、(7)、および(9)～(12)の書類は永年、同項(6)の帳簿および書類は10年以上、同項(8)および(13)の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3. 第1項(1)、(2)および(4)の書類、同項(9)～(12)の書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10章 補 則</p> <p>第57条 この定款の実施についての規則は、理事会および総会の議決を経て、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(1) 従来、情報処理学会に属した会員および権利の一切は、この法人で継承する。</p> <p>(2) この定款は、文部大臣の許可のあった日から施行する。</p>	<p>漏れていた書類および帳簿の備えに関する定めを加えた。</p>
---	--	-----------------------------------